

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 3 月 3 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 管理部門長 木白 俊哉

1 . 調 達 内 容

- (1) 調 達 件 名 及 び 数 量 水産資源研究所船舶陸上施設、旧横須賀庁舎及び旧清水庁舎機械警備業務 一式
- (2) 調 達 仕 様 入札説明書による。
- (3) 履 行 期 間 自) 令和 7 年 4 月 1 日
至) 令和 8 年 3 月 3 1 日
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- (5) 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 . 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「建物管理等各種保守管理」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3 . 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。

直接交付
神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 管理部門管理課
電 話 045-788-7690
F A X 045-788-5001

宅配便着払いによる交付
任意書式に「水産資源研究所船舶陸上施設、旧横須賀庁舎及び旧清水庁舎機械警備業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記あてFAX送信すること。

メールによる交付
任意書式に「水産資源研究所船舶陸上施設、旧横須賀庁舎及び旧清水庁舎機械警備業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記あてFAX送信すること。

4 . 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和7年3月1日までに上記3.あてにメール(アドレスは入札説明書に記載)又はファックスにて質疑を行うこと。当日ま

での質疑をとりまめ、回答は入札説明書受領者全員に
対して行うとともに、当該機構のホームページにて公表する
ことにより入札説明会に代える。なお、当該日以降に質疑が
発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。ただし、
個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等
を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所
を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答する
ことがある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所
令和7年3月19日 15時00分
神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4
国立研究開発法人水産研究・教育機構
横浜庁舎 ビデオライブラリー室
- (2) 郵便による入札書の
受領期限及び提出場所
令和7年3月19日 12時00分
3. に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて
使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札
書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要。
- (5) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入
札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知
書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

8. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の及びいずれにも該当する契約先
当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長
相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{注1}とし
て再就職していること
当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めているこ
と^{注2}
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開
発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有す
る者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力
を与えると認められる者を含む。
- 注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲
げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引
の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契
約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び
当機構における最終職名
当機構との間の取引高
総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のい
れかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当
機構における最終職名等）
直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所定の情報提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科省決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL:http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしております。公的研究費の不正防止関係書類(公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大 schools いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 水産資源研究所船舶陸上施設、旧横須賀庁舎及び旧清水庁舎機械警備業務
2. 業 務 目 的 本業務は、水産資源研究所船舶陸上施設、旧横須賀庁舎及び旧清水庁舎(以下「施設」という。)における火災及び不法侵入の防止に対する備えとし、財産の保全を図ると共に、施設の円滑な運営が行えるよう警備を行うことを目的とする。
3. 業 務 場 所
 - 1) 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-7-4
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所船舶陸上施設
 - 2) 神奈川県横須賀市長井6-31-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所旧横須賀庁舎
 - 3) 静岡県静岡市清水区折戸5-7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所旧清水庁舎
4. 業 務 期 間 自) 令和7年4月1日
至) 令和8年3月31日
5. 業 務 内 容
 - (1) 警備対象施設(延べ床面積)
 - ① 船舶陸上施設
 - ・ 庁舎等 (1,276㎡)
 - ② 旧横須賀庁舎
 - ・ 庁舎等 (1,483㎡)
 - ③ 旧清水庁舎
 - ・ 庁舎、共同実験室及び付属棟 (1,598㎡)なお、各施設の詳細については、別紙配置図参照のこと。
 - (2) 警備方法
自動警報装置による機械警備とする。
 - (3) 警備対象時間
全対象施設24時間警備とする。
ただし、当所職員が勤務するために警備回路を遮断している時間は除くものとする。
 - (4) 警備要員の出動
対象施設内に設置した自動警報装置により異常通報を受けた時は、警備要員を施設に出動させるものとする。
 - ① 火災時における処置
 - ア 火災警報受信時は、速やかに警備要員を対象施設に出動させるものとする。
 - イ 警備要員は、到着後速やかに状況を把握し、初期消火等の処置を講じると共に、当所から予め指定した緊急連絡先に連絡するものとし、状況に応じて所轄消防署等の関係機関に連絡するものとする。
 - ② 不法侵入時における処置
 - ア 不法侵入の警報を受信した時は、速やかに警備要員を出動させるものとする。

イ 警備要員は、到着後速やかに状況を把握し、必要な処置を講じると共に、当所から予め指定した緊急連絡先に連絡するものとし、状況に応じて所轄警察署等の関係機関に連絡するものとする。

③ その他異常事態発生時における処置

異常事態を確認した時は、速やかに警備要員を出動させ、異常事態の内容を確認すると共に、当所から予め指定した緊急連絡先に連絡するものとし、状況に応じて所轄警察署等の関係機関に連絡するものとする。

(5) 警備責任

請負者の警備責任は、自動警報装置が作動している時間内とする。ただし、当所職員が警報装置を解除しているときは、その時間内に限り当該責任は免除されるものとする。

(6) 警備の報告

日常の警備及び機械装置点検の報告は、書面にて当所担当職員にて行うものとする。

(7) 損害賠償責任

請負者の責に帰すべき事由により当該業務の履行に際して第三者に与えた人的及び物的損害については、請負者が責任をもって賠償を行うものとし、賠償額は1事故につき対人及び対物賠償合わせて10億円を限度とする。

(8) 警備実施要領

① 自動警報装置による警備

ア 別紙図に示す建物に機器を設置し、火災及び防犯等について警備するものとする。なお、本件に必要な通信回線は、対象施設から無償で使用出来るものとする。

イ 請負者は、一般公衆回線を使用して警備拠点と接続するものとする。

ウ 請負者は、警報装置が正常に機能するよう適宜保守点検するものとする。

エ 請負者は、警備対象時間中に受信装置にて常時監視を行う共に、警備要員との連絡が保てるよう万全な体制を整えるものとする。

② 自動警報装置の故障時における警備

当所職員の在庁の有無に関わらず警備要員による巡回を1日4回実施し、施錠の点検を行うと共に、火災及び不法侵入等の異常の有無について確認するものとする。

③ 鍵の貸与及び保管

業務遂行のため、請負者に対して対象施設出入口の鍵を貸与する。貸与時に預り書を提出し、厳重な注意の下で管理するものとする。なお、本契約が終了したときは、貸与した鍵を直ちに返却するものとする。

④ 再委託の禁止

請負者は、業務の全部または一部を第三者へ委託してはならない。

6. 特記事項

(1) 請負者は、毎月の警備報告書を取りまとめ、対象月翌月の10日までに当所担当職員に提出するものとする。

(2) 請負者は、自動警報装置の点検時には必ず当所担当職員に事前連絡し、立ち会いの下で実施するものとする。

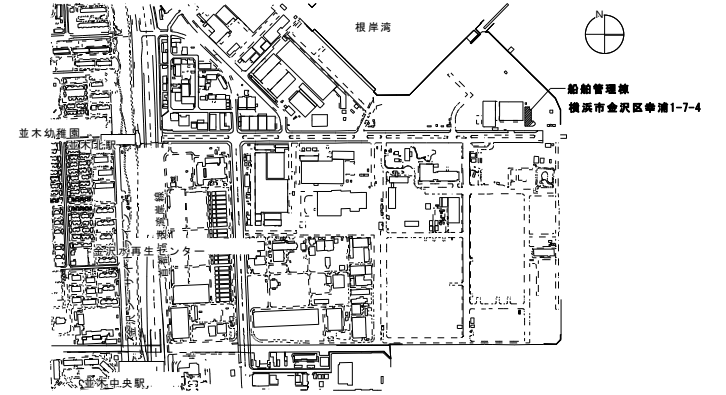
(3) 警備装置及び付属する機械は全て請負者にて設置・準備するものとする。

(4) 請負者は、本契約が終了した際、設置した警報機器を速やかに撤去すると共に原状復旧を行うものとする。なお、これに要する費用は請負者において負担するものとする。

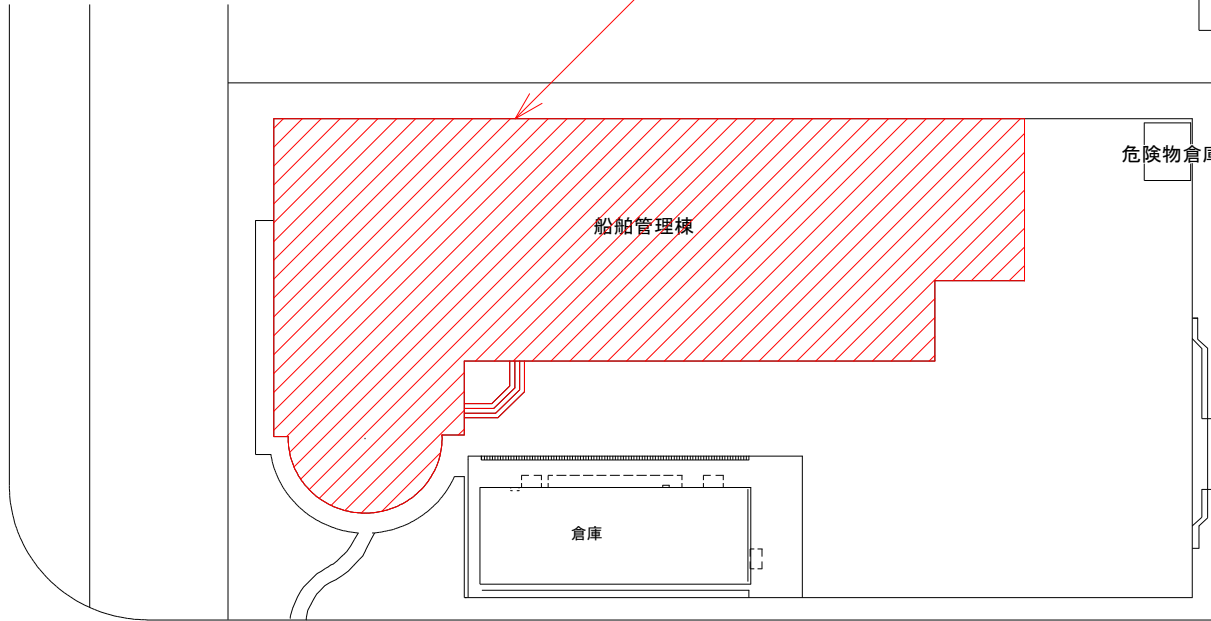
7. その他

この仕様書に記載の無い詳細事項については、当所担当職員と協議を行い、その指示に従うものとする。

付近見取図(案内図)



警備対象建物



船舶陸上施設案内図・配置図 S=1:200

業務名
水産資源研究所船舶陸上施設及び旧横須賀庁舎機械警備業務

図面番号

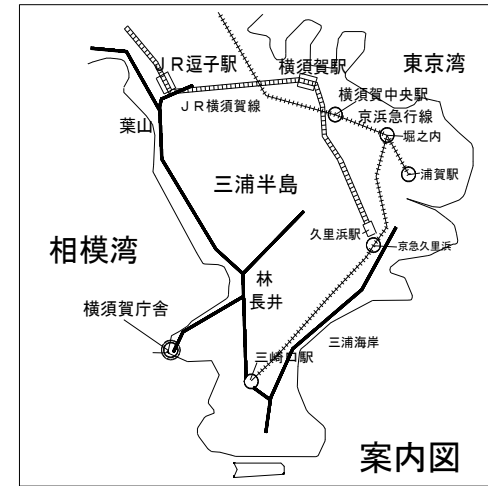
船舶陸上施設案内図・配置図

S=1:200(A1)

国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産資源研究所



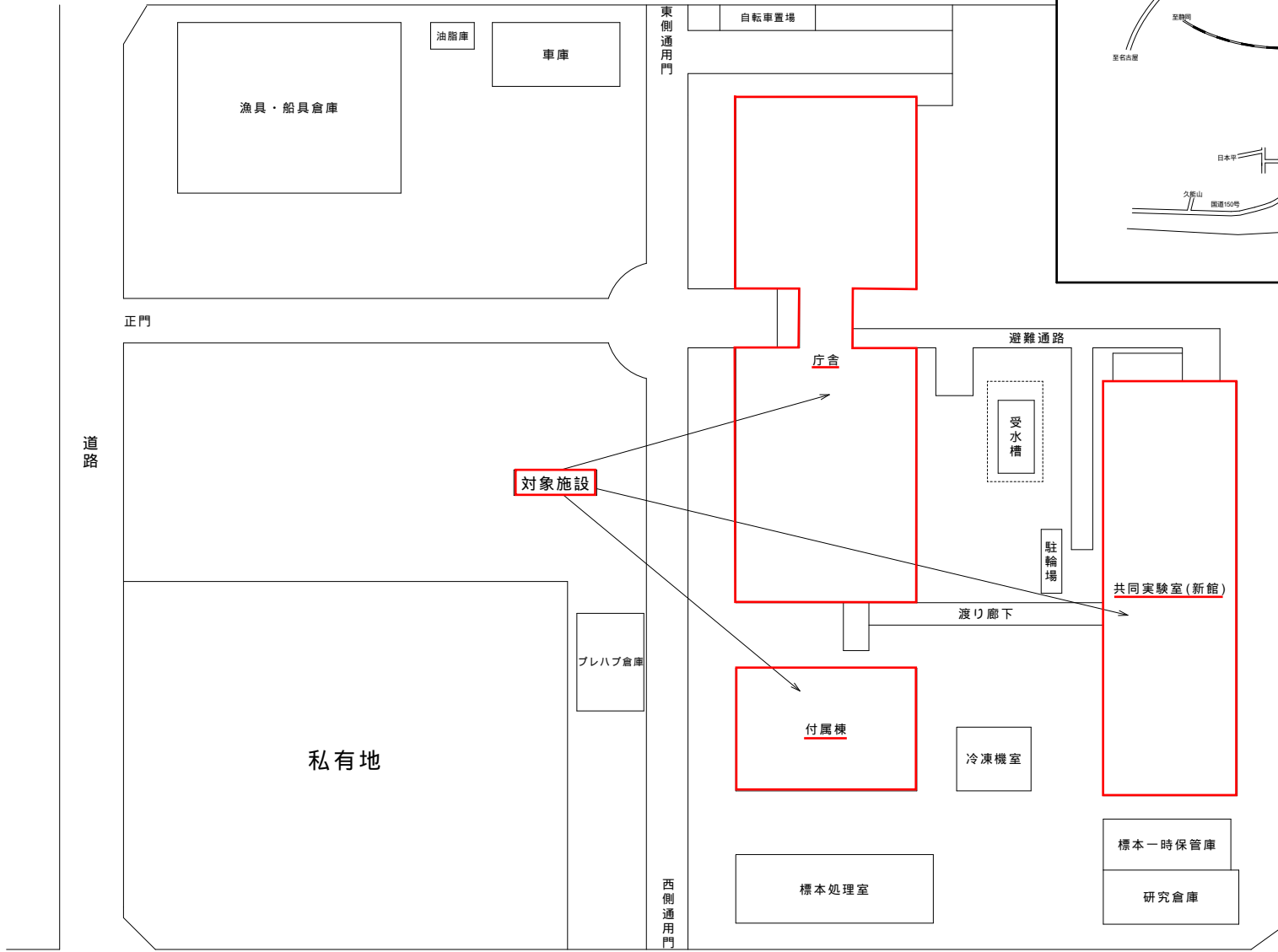
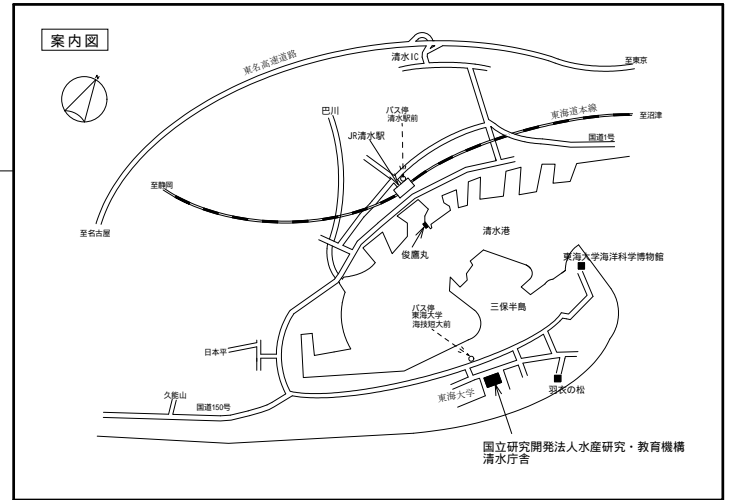
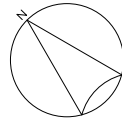
 : 警備対象施設



旧横須賀庁舎配置図 S=1:600

番号	建物名	構造	建面積	延面積	年度
1	庁舎	RC-2	345	689	S39
2	水槽室	RC-1	272	272	S39
3	ガスポンベ室	RC-1	6	6	S39
4	ポンプ室(浄化槽用)	RC-1	3	3	S39
5	受水槽上家	W-1	43	43	S39
6	ポンプ室(水道用)	CB-1	5	5	S38
7	ポンプ室(海水用)	CB-1	17	17	S39
9	車庫	CB-1	20	20	S44
12	アイソトープ実験室	RC-1	63	63	S47
13	倉庫	S-1	41	41	S47
14	分析実験室	S-1	19	19	H17
15	廃水処理室	RC-1	77	77	S51
16	排水処理装置室	CB-1	41	41	S51
17	水質実験研究棟	RC-1	207	207	S55
18	合宿舎	CB-1	95	95	S40
19	少量危険物庫	CB-1	3	3	H12

清水庁舎配置図



東海大学

国立研究開発法人水産研究・教育機構 清水庁舎配置図・案内図	件名 水産資源研究所船舶陸上施設、旧横須賀庁舎及び旧清水庁舎機械警備業務	図面番号
	日付	1/3